

2009年8月27日  
東日本旅客鉄道株式会社

#### 新潟県管理河川に関する水利使用の適正性に係る点検結果について

当社は、本年4月に国土交通省北陸地方整備局に対して、消流雪水利使用の適正性に係る点検結果について報告いたしましたが、その後、新潟県管理河川から取水している消流雪用水についても適正性に係る自主的な点検を行ってまいりました。

このたび、新潟県河川管理課に相談をしながら点検結果を取りまとめたところ、一部、消流雪用水の水利使用に関して不適切な疑いがある事象が判明しましたのでお知らせいたします。関係の皆さまには、ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。今後、新潟県の指導に基づき改善を図ってまいります。

#### 点検結果について

このたび、取りまとめた新潟県管理河川に関する水利使用の適正性に係る点検結果について、別表に示します。

## 新潟県管理河川に関する水利使用の適正性に係る点検結果について

### 1. 点検対象箇所 : 14 箇所

- ・在来線
    - 上越線 越後湯沢、石打、塩沢、六日町、五日町、小千谷
    - 信越本線 妙高高原、新井、高田、黒井、塚山、北長岡
    - 飯山線 十日町
  - ・新幹線
    - 上越新幹線 八ヶ江取水基地
- 下線は、今回不適切な疑いがある事象が判明した箇所（9 箇所）を示す。

### 2. 点検結果

不適切な疑いがある事象	具体的な内容	参照
1. 水利権の許可なしに取水していたもの	昭和 54 年から設置されている取水施設について、水利権許可申請手続きが不備であるまま、取水していた。 (塚山 1 箇所)	別紙 1
2. 取水量計算プログラムへの上限リミッター設定	流量計データの上限值設定をしていた。 (八ヶ江取水基地 1 箇所) ・配管内の空気の影響による圧力変動など、ノイズの除去が目的。 ・平成 6 年の制御装置の更新時に設定。 平成 6 年以降の取水データを調査したところ、許可取水量を超えた取水は行っていなかった。	別紙 2
3. 目的外利用 (一部雑用水 ・散水利用)	新幹線散水消雪用水の一部を雑用水に利用していた。 (八ヶ江取水基地 1 箇所) 八ヶ江取水基地と接続する消雪基地 9 基地 ・手洗い等に利用していた。(現在は使用禁止としている)	別紙 1
	在来線流雪溝用水の一部を分岐器、踏切等の散水消雪に利用していた。 (越後湯沢、石打、六日町、妙高高原、新井、高田 6 箇所)	
4. 無許可工作物設置 (除塵機等)	河川区域に許可されていない工作物が設置されていた。(高田、妙高高原 2 箇所) ・除塵機、除塵機屋根、転落防止柵、看板の許可申請がされていなかった。(高田) ・平成 11 年の河川改修時に取水設備が変更されたが、その後変更申請手続きが未実施であった。(妙高高原)	別紙 1
5. 廃止した取水施設の未撤去	平成 14 年に廃止した取水施設を、そのまま存置していた。 (北長岡 1 箇所)	

# 在来線流雪溝用水の使用状況

《別紙1》

## 目的外利用

流雪溝用水の一部を分岐器、踏切等の散水消雪に利用していた  
(越後湯沢、石打、六日町、妙高高原、新井、高田：6箇所)



## 無許可工作物設置

河川区域に許可されていない工作物が設置されていた(高田、妙高高原：2箇所)



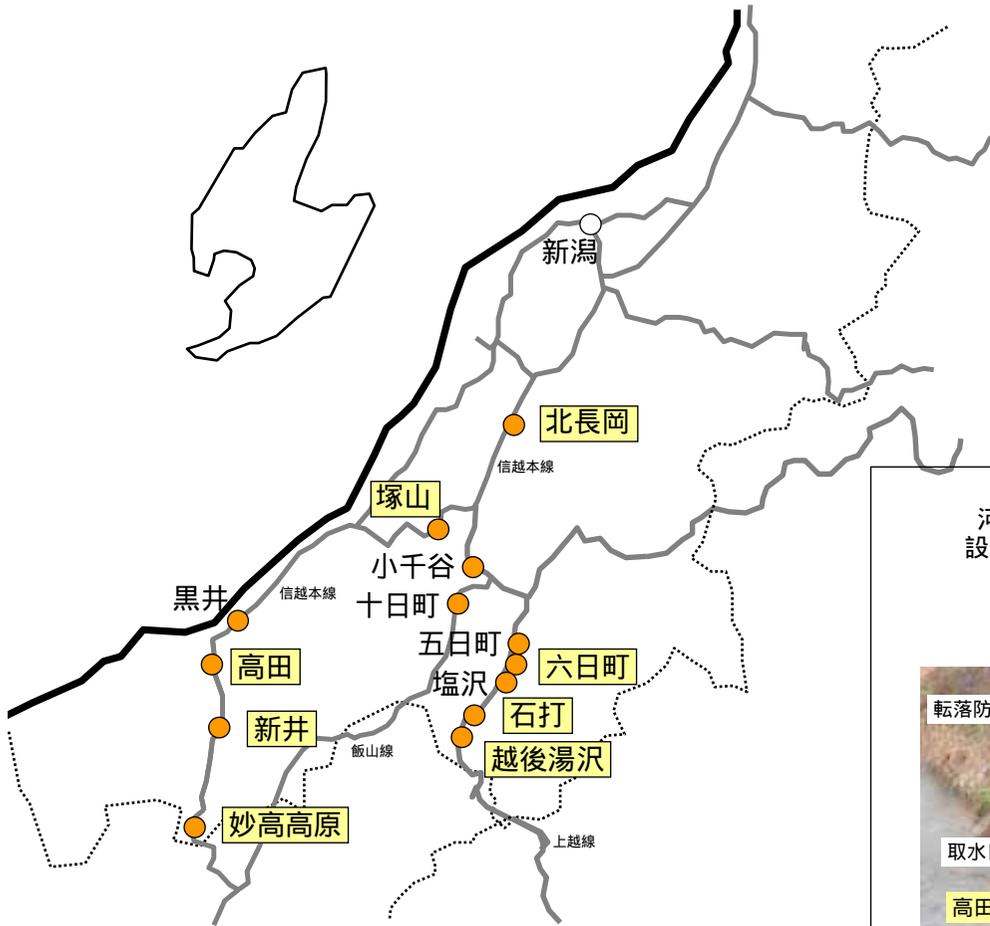
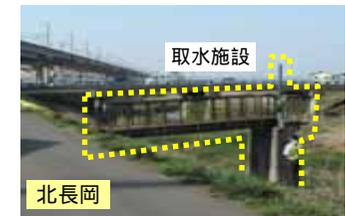
## 水利権の許可なし

水利権許可申請手続きが不備である  
まま、取水していた(塚山：1箇所)



## 廃止施設の未撤去

廃止した取水施設を存置していた  
(北長岡：1箇所)



### 凡例

- 在来線における県管理河川からの取水箇所(13箇所)
- 不適切な疑いがある事象が判明した箇所(8箇所)

# 上越新幹線八ヶ江散水消雪用水の使用状況

【新潟県から許可を受けている取水基地】

